

三鷹市コミュニティ推進計画2027

MITAKA CITY COMMUNITY PROMOTION PLAN

2024 ▶ 2027
令和6年度 令和9年度

「あすへのまち三鷹」の実現に向けた コミュニティ行政の新たな展開へ

三鷹市では、全国に先駆けて市民自治によるコミュニティ行政を約50年間にわたり推進してきました。

令和5（2023）年度には、これまでのコミュニティ行政の取組を総括し、コミュニティの現状や課題を分析するとともに、今後のコミュニティ行政の新たな展開の方向性を示す「三鷹市コミュニティ創生基本方針」を策定しました。

この計画は、一人ひとりが多様な価値観や生活スタイルを持つ現代において、コミュニティ創生基本方針で整理したコミュニティ施策の基本的な考え方などを踏まえ、三鷹市が目指す“地域の姿”を掲げ、その実現に向けた4つの施策とそれに基づく個別事業を計画的に推進するためのものです。

テーマや活動内容を問わず、思い思いの形で地域やコミュニティに関わっていただくことで、人と人とのつながりにより生まれる楽しさや喜び、安心感といったコミュニティの醍醐味を感じていただきたいと考えています。

そして、市民の皆様が地域でゆるやかにつながり、話し合い、助け合い、支え合うことで、「あすへのまち三鷹」を実現させていきましょう。

三鷹市長

河村 孝



目次

第 1 章

計画の基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1

- 1.1 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
- 1.2 計画策定までの経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
- 1.3 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P4
- 1.4 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5

第 2 章

コミュニティ創生基本方針の概要・・・・・・・・・・ P6

- 2.1 三鷹市のコミュニティの現状・・・・・・・・・・ P7
- 2.2 コミュニティ行政の課題・・・・・・・・・・ P8
- 2.3 今後のコミュニティ行政の基本となる考え方・・・・・・・・ P10
- 2.4 コミュニティ創生基本方針で定めた4つの施策の柱・・・・・・・・ P12

第 3 章

目指す“地域の姿”の実現に向けた施策の展開・・・・・・・・ P13

- 3.1 三鷹市コミュニティ推進計画2027で目指す“地域の姿”・・・・・・・・ P14
- 3.2 指標及び数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P15
- 3.3 施策の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P16
- 3.4 施策の柱に基づく個別事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P20
- 3.5 施策体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P33



コミュニティは人が集まる場所に生まれ、
自主性と主体性をもって成立・発展します。



三鷹市はこれからも市民の皆様とともに、
市民自治によるコミュニティ施策を展開していきます。



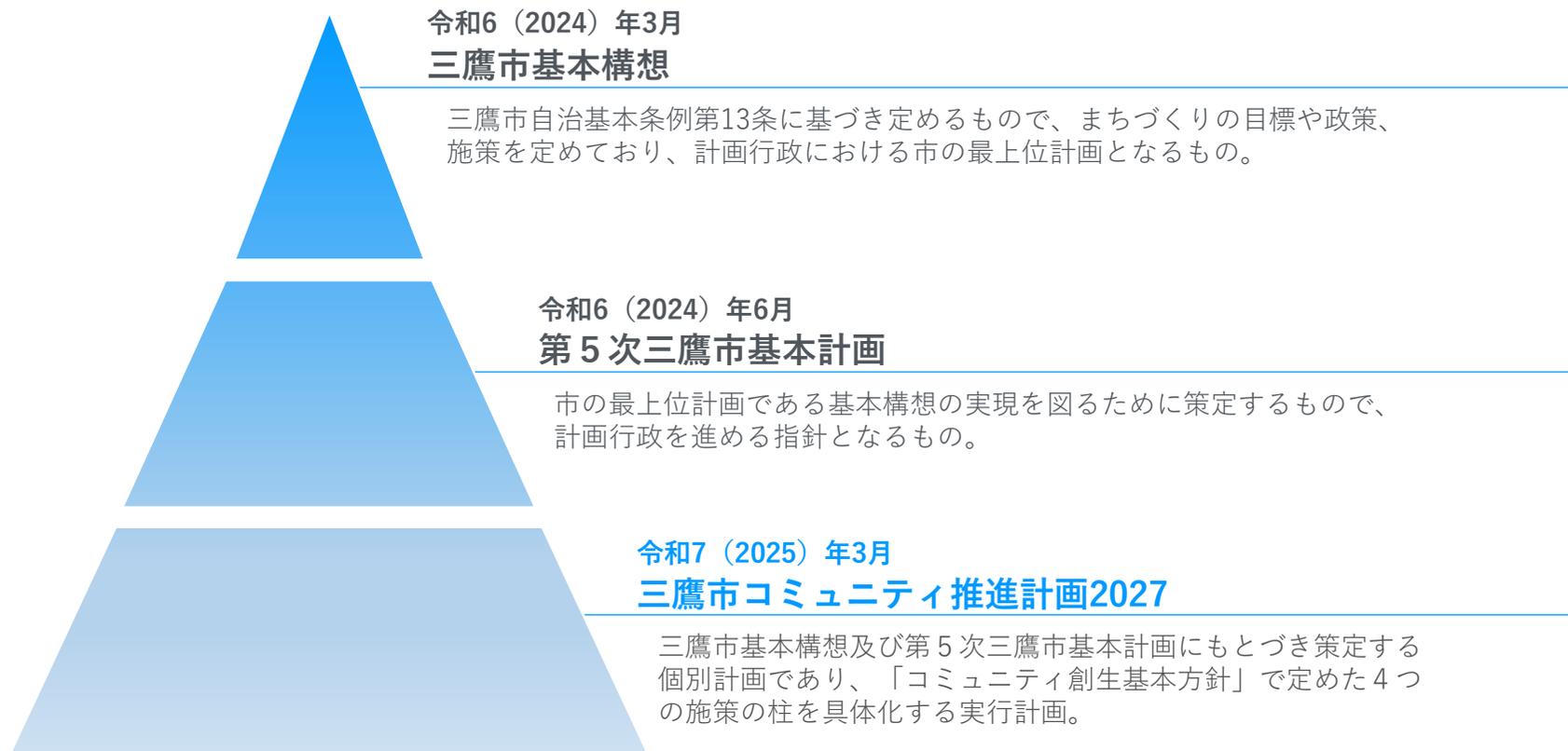
第 1 章 計画の基本的事項

- 1.1 計画の位置づけ
- 1.2 計画策定までの経過
- 1.3 計画の目的
- 1.4 計画期間

第1章 計画の基本的事項

1.1 計画の位置づけ

三鷹市コミュニティ推進計画2027は、三鷹市基本構想及び第5次三鷹市基本計画を踏まえ、各施策を計画的に推進するための個別計画です。



第1章 計画の基本的事項

1.2 計画策定までの経過

三鷹市ではコミュニティ行政の新たな展開に向け、様々な議論や検討を行ってきました。

本計画はこれまで整理した基本的な考え方やコミュニティ創生基本方針などを踏まえて策定します。

令和7（2025）年3月
コミュニティ推進計画2027

三鷹市基本計画にもとづいて策定する計画であり、「コミュニティ創生基本方針」で定めた4つの施策の柱を具体化する実行計画。

令和4（2022）年3月
これからのコミュニティのあり方に関する基本的な考え方

三鷹市が約50年間にわたり築き上げた協働とコミュニティに根差したまちづくりを更に発展させ、暮らしやすい地域社会を実現する施策の検討を進めることを目的としたもの。

令和4（2022）年8月
コミュニティ創生基本方針策定に向けた議論のための論点整理

「これからのコミュニティのあり方に関する基本的な考え方」で示した「3つのキーワード」及び「論点」について、その後の議論等を踏まえて再整理したもの。

令和6（2024）年3月
コミュニティ創生基本方針

三鷹市における約50年間のコミュニティ行政を総括するとともに、今後のコミュニティ施策の基本的な考え方を示し、取組の方向性を定めるもの。



実行計画



基本方針



論点整理



基本的な考え方

※計画策定までの各種資料のURLを巻末に掲載。

第1章 計画の基本的事項

1.3 計画の目的

コミュニティ創生基本方針にもとづき、指標・数値目標、個別事業を定め、三鷹市が目指す“地域の姿”の実現を目指します。

三鷹市では、約50年にわたり市民自治によるコミュニティ施策を推進してきました。この間、社会の急速な発展や市民ニーズ・価値観の多様化などにより、コミュニティの形や活動は時代とともに変化し、従来のコミュニティ施策では社会環境の変化への対応や地域課題の解決が困難になっています。

このような中、三鷹市では令和5（2023）年度にこれまでのコミュニティ行政を総括し、今後のコミュニティ施策の基本的な考え方を示す「コミュニティ創生基本方針」を策定し、コミュニティの現状や課題を整理しました。

そこで、本計画ではコミュニティ創生基本方針で定めた4つの施策の柱にもとづき、指標・数値目標や重点的に実施する個別事業を定め、三鷹市が目指す“地域の姿”の実現を目指すことを目的とします。



第1章 計画の基本的事項

1.4 計画期間

令和7年3月に策定し(令和6年4月適用)、令和10年9月に改定します(令和10年4月適用)。

| 年度 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 |
|------|----------------|---------------|------|------|----------------------|------|------|------|------|
| 西暦 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | 2031 |
| 市長選挙 | ○ | | | | ○ | | | | ○ |
| 構想 | 前基本構想 | 現行基本構想(～2050) | | | | | | | |
| 基本計画 | 第5次基本計画 | | | | 第6次基本計画 | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 方針 | コミュニティ創生基本方針 | | | | 見直し ※必要に応じて 改定 | | | | |
| 個別計画 | コミュニティ推進計画2027 | | | | コミュニティ推進計画2031 | | | | |
| | | | | | | | | | |

三鷹市では、令和6(2024)年3月に三鷹市基本構想、同年6月に第5次三鷹市基本計画を策定しました。

この基本計画に基づき策定する個別計画は、「三鷹市個別計画の策定・改定に係る基本方針」により、各事業の目標やスケジュールなどを明確にし、簡素化を図りながらも実効性に重点を置いた実施計画の側面をもつ計画にすることとしています。

また、基本計画と同時期に連動して策定・改定を行うものとしており、三鷹市コミュニティ推進計画2027においても、基本計画との整合を図りながら4年ごとに改定します。

第2章 コミュニティ創生基本方針の概要

- 2.1 三鷹市のコミュニティの現状
- 2.2 コミュニティ行政の課題
- 2.3 今後のコミュニティ行政の基本となる考え方
- 2.4 コミュニティ創生基本方針で定めた4つの施策の柱

2.1 三鷹市のコミュニティの現状

コミュニティに関わる人が減少し、活動している人の高齢化も進んでいます。

市民の地域活動

地域コミュニティや地域活動に参加したいと感じている市民の割合 **23.6%**

年齢別でみると…

10代：29.3%、20代：11.0%、30代：20.4%、40代：19.1%
50代：24.4%、60代：29.0%、70代：30.0%、80代以上：22.3%

地域で活動している方や活動意向がある方が50代から70代で多い状況。

※「第5次三鷹市基本計画策定に向けた市民満足度調査（R5(2023)年）」より

町会・自治会

【団体数推移】

| 年度 | 団体数 |
|-----|-----|
| H14 | 95 |
| H19 | 96 |
| H24 | 100 |
| H29 | 96 |
| R4 | 94 |

【加入世帯数・加入率の推移】



町会・自治会数は変動がほぼないものの、加入率は年々減少しています。

コミュニティ・センター

【コミュニティ・センター利用者の推移】



コロナ禍による減少から回復傾向にありますが、H20（2008）年度とR4（2022）年度を比較すると全体で約3割減少しています。

地区公会堂

【地区公会堂利用者の推移（全32地区公会堂合計）】



コロナ禍による減少から回復傾向にありますが、H23（2011）年度とR4（2022）年度を比較すると利用者数は半減しています。

第2章 コミュニティ創生基本方針の概要

2.2 コミュニティ行政の課題

これまでの20年間、コミュニティ行政の課題は大きく変わっていない状況です。
市内のコミュニティに対し、行政が適度に関与しながら施策を展開する必要があります。

1 コミュニティに対する無関心層の増加

現代社会における個人主義の傾向や市民の価値観・生活スタイルの多様化、SNSの普及や余暇の充実など、時代や社会の変化に伴う様々な要因から、地域でのつながりやコミュニティへの参加を重要と考える人は以前よりも少なくなり、コミュニティに対する無関心層が増加しています。

地域における顔見知り関係の構築やコミュニティ形成の意義は、人々の生活を豊かにすることや、日常の困りごとを解決することです。このような意義は、時代や生活スタイル・市民の価値観の変化にあわせて、その地域で暮らす人たちにおけるコミュニティの優先度は変わっても、不変的であると考えます。

今後は、コミュニティに関する情報を確実に届け、コミュニティを知ってもらい、興味や関心を持てるきっかけを作り出す方策が必要であると考えます。

2 コミュニティの高齢化・参加者の固定化、担い手不足

三鷹市のコミュニティ行政の中心であった住民協議会はもちろんのこと、地域におけるつながりづくりに長年寄与してきた町会・自治会等の既存のコミュニティでは、高齢化や参加者の固定化、担い手不足がコミュニティの維持・継続にあたっての大きな課題となっています。

これは、コミュニティの組織体制や活動形態が既存の参加者の負担となり、コミュニティに興味を持つ人にとっても参加にあたってのハードルになっている側面があると考えます。

今後は、コミュニティの維持・継続に向けて、それぞれのコミュニティが組織のあり方や活動形態・内容を見直す必要があります。

第2章 コミュニティ創生基本方針の概要

2.2 コミュニティ行政の課題

3 コミュニティ間・世代間の分断、連携不足

課題2で挙げたコミュニティの高齢化等は、市内の多くのコミュニティで課題となっています。これにより、コミュニティの活力が失われ、自分たちの組織の外に目を向けることが難しくなり、コミュニティ同士の情報交換や活動等のノウハウの共有の機会も少なくなっていることから、コミュニティ間の分断が生まれ、連携も不足している状況です。加えて、地域におけるつながりが希薄化し、世代間の分断も生まれています。

これまでは住民協議会が中心となり、コミュニティ間の連携・交流機能を発揮してきたほか、現在でも市民協働センターが協働の拠点として、地域のコミュニティの相談に対応し、団体のマッチングやそれぞれの強みを生かした事業の創出・サポートを担ってきました。

今後は、住民協議会や市民協働センターの体制等をさらに強化するなど、行政や関係団体を含むコミュニティ同士の連携の促進等を担う中間支援組織や地域をコーディネートする機能のあり方を検討する必要があります。

4 コミュニティ施設の整備・利便性の向上

コミュニティ・センターや地区公会堂などのコミュニティ施設は、コミュニティ活動の拠点としてはもちろんのこと、災害時の避難所や市民にとっての憩いの場となるなど、市民福祉の向上という幅広い視点から重要な施設です。

これらのコミュニティ施設の多くは老朽化が進んでいるほか、利用手続きが煩雑な点や同種の施設で利用ルールが異なる点があるなど、多様なコミュニティ（利用者）にとって利便性が高いとは言えない状況です。

今後は、市民ニーズや財政状況を踏まえながら、改修や施設の集約化等を検討するほか、施設機能や管理方法、利用ルール等の見直しを図ることで、多様な市民が集い、人と人とのつながりやコミュニティづくりにつなげていくことが重要です。

2.3 今後のコミュニティ行政の基本となる考え方

コミュニティの現状やコミュニティ行政の課題を踏まえ、今後のコミュニティ行政を展開する上で基本となる8つの考え方を提示します。

1 現代都市におけるコミュニティ

コミュニティは顔見知り関係の構築、個々人の充実感や生活の質の向上につながる様々な「集まり」といえます。連帯感や充実感など、「楽しい」「うれしい」といった感情が活動の原動力であり、「ゆるやかなつながり」が求められます。

2 コミュニティの社会的機能

顔見知り関係の構築のほか、共助・市民自治・市民参加・協働などの多様な主体としての機能を持ちます。

3 住民協議会

地域のネットワークにおけるつなぎ役として、コミュニティの連携・融合を支援・促進するコーディネーターの役割が求められます。また、より多くの市民の参加を促進するため、組織や活動のあり方を見直すことも必要です。

4 町会・自治会

防災や福祉などの様々な活動の基礎となる「顔見知り関係の構築」が最も重要な機能です。団体の状況に応じて、組織運営と活動内容を工夫することが重要です。

2.3 今後のコミュニティ行政の基本となる考え方

5 テーマ型コミュニティ

地域の様々な活動団体との連携や人財の循環・融合を通じて、新たな担い手の創出が期待できます。
また、市内で何らかのコミュニティに属している人を「関係人口」と捉え、興味・関心を引き出すことも重要です。

6 コミュニティ住区の範囲

現行の住区は、既に様々な団体の活動エリアの基礎となっているほか、広域的な地域課題に取り組みやすく、人財も豊富です。
一方で、少子高齢化や社会環境の変化を見据え、徒歩10分圏内でのコミュニティづくりも引き続き検討が必要です。

7 コミュニティ活動の拠点

時代や市民ニーズに合わせ、サロン機能や多世代交流機能、相談機能など「人が集まる機能」を強化する必要があります。
また、デジタル技術の導入や施設のデザイン・レイアウト等の工夫、再生可能エネルギーの活用等を進める必要があります。

8 多様なコミュニティが生まれ、連携・成長していく仕組み

他団体との連携などを促進する支援組織や人財の育成が必要です。
加えて、コミュニティ同士の交流・連携の機会の創出や、市役所各部署の組織横断的な連携も重要です。

第2章 コミュニティ創生基本方針の概要

2.4 コミュニティ創生基本方針で定めた4つの施策の柱

今後のコミュニティ行政を具体的な施策により推進するため、4つの施策の柱を提示します。

施策1 コミュニティ・センターの在り方の見直しに向けた検討

コミュニティ・センターが地域のネットワークのつなぎ役として、これまで以上に多様な市民が集い、つながりをつくっていく場所となるための、「福祉・共助・協働」を中心とした地域の「よろず相談機能」の整備。

施策2 住民協議会の組織改革に向けた検討

コミュニティ・センターの相談機能拡充（施策1）に向け、住民協議会の事務局職員が福祉等の専門窓口や行政との連携役、地域のコーディネーター役を担える体制を整備。

施策3 デジタル技術の活用

無関心層や若者などのコミュニティへの参加を促すとともに、コミュニケーションの円滑化を図るなど、地域のコミュニティ活動を支援するためにデジタル技術を活用。

施策4 中間支援機能の強化

高齢化や参加者の固定化による担い手不足、活動の魅力の低下など、コミュニティが抱える課題への対応に向けた多様な団体との連携の支援や相談を担う中間支援機能の強化。

第3章 目指す“地域の姿”の実現に向けた施策の展開

- 3.1 三鷹市コミュニティ推進計画2027で目指す“地域の姿”
- 3.2 指標及び数値目標
- 3.3 施策の目的
- 3.4 施策の柱に基づく個別事業
- 3.5 施策体系図

3.1 三鷹市コミュニティ推進計画2027で目指す“地域の姿”

多様なコミュニティが それぞれの違いを尊重し、 ゆるやかにつながり合う地域

三鷹市では、住民協議会や町会・自治会、テーマ型コミュニティ、NPO法人など、様々なコミュニティが活動し、地域の活性化や課題解決に寄与しています。

現代のコミュニティは成り立ちや活動内容が多様であり、一元的に定義することが難しく、様々な「集まり」と捉えることができます。そのような中で、それぞれのコミュニティは、自主性や主体性を持ち、義務感や負担感なく、活動に「楽しさ」や「喜び」を感じられることが原動力になっています。

一方で、現代のコミュニティにおいては、高齢化や参加者の固定化、担い手不足、コミュニティ間・世代間の分断・連携不足などが大きな課題となっています。これらの課題に対応しながら、コミュニティを通じて一人ひとりの市民の福祉向上を実現するためには、それぞれのコミュニティが個人の価値観等の違いを認め尊重し、ゆるやかにつながる中で、話し合い、助け合い、支え合っていくことが重要です。

また、地域のくらしを支えるために解決すべき地域の課題は複雑化かつ深刻化しており、一つのコミュニティで解決することが難しくなっています。そのため、これまでのやり方を見直し、既存のコミュニティの枠組みを超えて、他団体との連携や協働が求められる場面が増えてきています。

そこで、本計画のビジョンとして「多様なコミュニティがそれぞれの違いを尊重し、ゆるやかにつながり合う地域」を目指す“地域の姿”に掲げ、コミュニティの活性化を通じて「地域の力」の再生に資する施策を展開していきます。



様々な個人やコミュニティがゆるやかにつながり、網の目のようなネットワークを形成し連携・協働が進むことで、コミュニティの活性化や地域課題の解決を実現

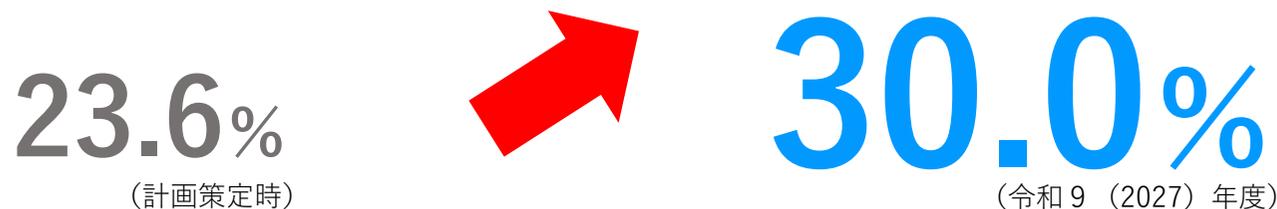
3.2 指標及び数値目標

指標

地域コミュニティや地域活動に参加したいと感じている市民の割合

※本指標は第5次三鷹市基本計画でも設定している指標。
「第5次三鷹市基本計画策定に向けた市民満足度調査（R5年3月）」により数値を測定。

数値目標



コミュニティは人と人とのつながりによって成り立つものであり、つながりの深さや取組の成果を数値で測ることが難しい特性があります。

そのような特性を踏まえながら、4つの施策の柱に基づく事業の展開により、コミュニティに関わる人や参加したい人を増やすことで、目指す“地域の姿”としてP14で掲げた「多様なコミュニティがそれぞれの違いを尊重し、ゆるやかにつながり合う地域」の実現を目指します。

3.3 施策の目的

基本方針 施策1

コミュニティ・センターの在り方の見直しに向けた検討

(三鷹市コミュニティ推進計画2027策定にあたっての見直し後)

推進計画 施策1

地域のハブとなるためのコミュニティ・センターの機能拡充



目的

人が集まる機能を充実させ、地域活動への参加のハードルを下げる

コミュニティは、人が集まる場所に生まれ、それぞれが独自の文化やネットワークを創りながら、自主性・主体性をもって成立・発展していきます。

このようなコミュニティの性質から、コミュニティ・センターには、個人・団体を問わず多様な市民が集まり、新たなつながりや多世代交流、地域防災、様々な団体の連携の場になることが期待されています。

そこで、市民の様々な困りごとを専門窓口につなぐことや、町会・自治会等のコミュニティが抱える課題を解決に導く相談機能を拡充するなど、これまで以上にコミュニティ・センターに人が集まる機能を整備することで、誰もが気軽に立ち寄ることができる地域の拠点を目指します。

また、社会の変化や市民ニーズなどに柔軟に対応していくため、スクール・コミュニティとの連携、学校施設や民間施設等との機能統合・機能転換についても検討を進めます。

3.3 施策の目的

基本方針
施策2

住民協議会の組織改革に向けた検討

(三鷹市コミュニティ推進計画2027策定にあたっての見直し後)

推進計画
施策2

地域のつなぎ役を担う住民協議会の組織改革と意識改革



目的

組織や業務のあり方を時代に即して見つめ直し、住民協議会が持つ強み（地域での認知度や交流・連携の仕組み）を再び発揮することで、個人や団体への求心力を高める

施策1のコミュニティ・センターの機能拡充にあたっては、コミュニティ・センターの管理運営を担い、活動拠点にもしている住民協議会の地域におけるネットワーク機能やコーディネート機能を強化していくことが不可欠です。

そこで、住民協議会の組織改革として、事務局職員の業務を抜本的に見直し、DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進により、業務の負担軽減と効率化の実現を目指します。

また、地域に精通した事務局職員が行政との連携役や地域のコーディネーター役を積極的に担うことや、住民協議会への活動支援を強化する体制を整備するため、事務局職員の知識向上やスキルアップを図るとともに、計画期間内に事務局機能の法人化を目指します。

3.3 施策の目的

基本方針
施策3

デジタル技術の活用

(三鷹市コミュニティ推進計画2027策定にあたっての見直し後)

推進計画
施策3

デジタル技術の活用による地域活動への参加の促進



目的

情報共有の効率化や施設の利便性向上により、コミュニティへの参加を促進するとともに、誰もがデジタルの恩恵を受けられるよう新たなサービスや価値を提供する

コミュニティの活動は顔と顔を合わせることが醍醐味の一つですが、近年のコロナ禍を契機とした社会全体のデジタル化の急速な進展により、これまでデジタルに触れる機会が少なかった層を含めて、デジタルサービスの利用場面やニーズが増加してきています。

そこで、地域活動へのデジタル技術の活用により、多様なコミュニティ活動の「見える化」や施設利用の利便性を向上させ、情報共有の効率化・迅速化にとどまらない新たなサービスや価値を地域に提供し、現役世代や若者の参加促進など、地域の活性化を図ります。

また、家事や介護、就労等の理由から活動に参加することが困難だった市民が、オンライン会議やSNS等のデジタル技術の活用により、町会・自治会等のコミュニティの活動に柔軟に参加できる仕組みを構築するとともに、これまでのコミュニティの枠組みを超えた連携・協働を推進します。

3.3 施策の目的

基本方針
施策4

中間支援機能の強化

(三鷹市コミュニティ推進計画2027策定にあたっての見直し後)

推進計画
施策4

地域の力の再生に向けた仲介支援や活動支援の強化

目的

潜在化する地域課題を顕在化・共有化し、 地域コミュニティをエンパワーメント・再起動する



地域課題が多様化・複雑化する一方で、高齢化や担い手不足、活動の負担感の増加といった地域コミュニティが抱える課題も大きくなってきています。

「答えは地域の中にある」という視点でコミュニティが自ら課題を発見し、解決に向かう話し合いから始まるプロセス支援により、町会・自治会等の地域のコミュニティをエンパワーメント・再起動することの重要性が高まっています。

そこで、このような持続可能な地域づくりを支える仕組みとして、地域に出向くアウトリーチ型の相談や活動支援などの中間支援機能を強化することで、活動継続が難しい団体への支援や多様な団体との連携、柔軟な活動の実施に向けたマインドセットを推進します。

また、人が集まり、ニーズやつながり、コミュニティが生まれる拠点として、既存のコミュニティ施設の計画的な修繕や更新を行うとともに、施設の適正配置や学校施設・公園・空き店舗などの活用も検討していきます。

第3章 目指す“地域の姿”の実現に向けた施策の展開

3.4 施策の柱に基づく個別事業

施策1 地域のハブとなるための コミュニティ・センターの機能拡充

個別事業1 地域ケアネットワーク・地域福祉コーディネーターとの連携による各種相談

個別事業2 デジタル技術の活用の啓発、相談

個別事業3 多様な利用者やコミュニティが使いやすい仕組みづくり

個別事業4 時代に即したコミュニティ・センターの整備

3.4 施策の柱に基づく個別事業

施策1

地域のハブとなるためのコミュニティ・センターの機能拡充



個別事業1

地域ケアネットワーク・地域福祉 コーディネーターとの連携による各種相談

- コミュニティ住区を基盤エリアにサロン事業等を展開する地域ケアネットワークと、行政・住民協議会の連携を強化し、コミュニティ・センターでのサロン事業等の取組を拡充します。
- 生活の中での困りごとの相談に対応する地域福祉コーディネーターによるコミュニティ・センターでの相談サロン事業を拡充します。

【事業計画（2027年時点）】

地域福祉コーディネーターによる相談サロン相談件数：101件
※2024年3月時点：38件



地域福祉コーディネーターによる相談サロン事業



地域ケアネットワークでのサロン事業

個別事業2

デジタル技術の活用の啓発、相談

- デジタルデバイドの解消や地域活動のデジタル化を推進するため、各コミュニティ・センターを会場として「デジタル相談サロン事業」を実施します。 ※施策3（個別事業3）と同様。

【事業計画（2027年時点）】

デジタル相談サロンの実施回数：84回
※2024年3月時点：70回



デジタル相談サロン

3.4 施策の柱に基づく個別事業

施策1

地域のハブとなるためのコミュニティ・センターの機能拡充



個別事業3

多様な利用者やコミュニティが使いやすい仕組みづくり

- 各コミュニティ・センターの利用ルールを統一します。
- 利用者にとってわかりやすく充実した情報提供が可能となるよう、各コミュニティ・センターのホームページをリニューアルします。
※施策3（個別事業1）と同様。

【事業計画】

ホームページのリニューアル：2024年度中に完了

- 利便性の向上と新たな利用者の獲得を目指し、コミュニティ・センターに施設予約システムを導入します。
※施策3（個別事業1）と同様。

【事業計画】

コミュニティ・センターへの施設予約システム導入：
（2024年度）井の頭・連雀
（2025年度）大沢・牟礼・井口・新川中原・三鷹駅前

個別事業4

時代に即したコミュニティ・センターの整備

- 「三鷹市新都市再生ビジョン」に基づき、計画的な修繕や更新を行います。
- 社会の変化や市民ニーズ、将来を見据えた新たな機能拡充を踏まえながら、学校施設や民間施設等との機能統合・機能転換など、施設のあり方とその整備方法について検討を進めます。



※2027年度に大規模改修工事を予定している
井の頭コミュニティ・センター（新館）

第3章 目指す“地域の姿”の実現に向けた施策の展開

3.4 施策の柱に基づく個別事業

施策2 地域のつなぎ役を担う 住民協議会の組織改革と意識改革

個別事業1 住民協議会の事務局機能の法人化

個別事業2 事務局業務のICT化・システム化、アウトソーシング

個別事業3 地域の団体間や活動の連携コーディネート

個別事業4 迅速かつ適切な市との意思決定の仕組みの構築

3.4 施策の柱に基づく個別事業

施策2

地域のつなぎ役を担う住民協議会の組織改革と意識改革



個別事業1

住民協議会の事務局機能の法人化

- 任意団体であることのリスクの解消や人事交流などを図ることや、住民協議会への活動支援を強化するため、現在、住民協議会事務局が行っている業務を担う法人の設立を目指します。

【新設法人で想定される業務】



- ・コミュニティ・センターの管理運営
- ・住民協議会への活動支援
- ・コミュニティ活動への中間支援業務
- ・職員の採用や異動等の人事業務
- ・財務会計、契約、財産管理

- 法人設立は市と住民協議会が連携して進め、住民協議会在り方検討委員会等での検討の内容も踏まえながら、次のコミュニティ・センターの指定管理期間中（令和8年～17年）の早期実現を目指します。

【事業計画】

住民協議会の事務局機能の移行・法人設立：令和9年度中

個別事業2

事務局業務のICT化・システム化、アウトソーシング

- 住民協議会事務局職員の業務の負担軽減と効率化を目指し、事務局業務の平準化・DX化、アウトソーシングを推進します。

【具体的な取組】

- ・事務業務調査（財務・会計・税務、人事労務、総務等）及び事務処理方法の平準化
- ・ICT環境調査（PC・サーバー・ネットワーク環境等）及び調達仕様の提案
- ・機器入替え調達
- ・事務業務に適したアプリやソフトの導入

【事業計画】

住民協議会事務局の事務業務・ICT環境調査の実施
：2024年度中に完了

3.4 施策の柱に基づく個別事業

施策2

地域のつなぎ役を担う住民協議会の組織改革と意識改革



個別事業3

地域の団体間や活動の連携コーディネート

- 困りごとなどを抱えるコミュニティ等に対して、事務局職員が知識やスキルを有する個人や地域団体を紹介し連携を促進するなど、コーディネーター役を担います。
- 事務局職員に対して、専門家や講師等による研修・セミナーを継続的に実施し、コミュニケーション能力や課題設定能力、リーダーシップなど、コーディネート能力の向上を図ります。

研修やセミナー等による
事務局職員の
コーディネート能力の向上



困りごとなどを抱える
コミュニティ等と
知識やスキルを有する
個人・団体をつなぎ、連携を促進

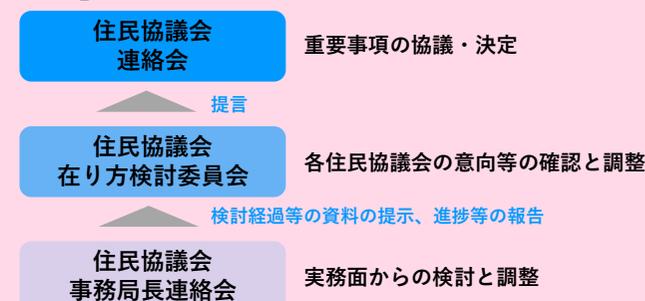


個別事業4

迅速かつ適切な市との意思決定の仕組みの構築

- 三鷹市と各住民協議会との間で協議・検討した事項の決定機関に「住民協議会連絡会」を位置付けます。今後は「住民協議会連絡会」を7つの住民協議会の意思決定機関として、重要事項等について決定します。

【意思決定フロー】



【事業計画】 仕組みの構築：2024年度中に完了

第3章 目指す“地域の姿”の実現に向けた施策の展開

3.4 施策の柱に基づく個別事業

施策3 デジタル技術の活用による地域活動への参加の促進

個別事業1 コミュニティ・センターのDX推進

個別事業2 地区公会堂へのインターネット予約システム・スマートロックの導入

個別事業3 デジタル技術を活用する地域活動への支援

個別事業4 地域活動の見える化（コミュニティ活動の拠点・団体情報等）

3.4 施策の柱に基づく個別事業

施策3

デジタル技術の活用による地域活動への参加の促進



個別事業1

コミュニティ・センターのDX推進

- 利用者にとってわかりやすく充実した情報提供が可能となるよう、各コミュニティ・センターのホームページをリニューアルします。
※施策1（個別事業3）と同様。

【事業計画】

ホームページのリニューアル：2024年度中に完了

- 利便性の向上と新たな利用者の獲得を目指し、コミュニティ・センターに施設予約システムを導入します。
※施策1（個別事業3）と同様。

【事業計画】

コミュニティ・センターへの施設予約システム導入：
（2024年度）井の頭・連雀
（2025年度）大沢・牟礼・井口・新川中原・三鷹駅前

個別事業2

地区公会堂へのインターネット予約システム・スマートロックの導入

- 「コミュニティ施設の市民による自主管理」の視点を踏まえつつ、町会等による管理運営の継続が困難な地区公会堂にインターネット予約システム・スマートロックの導入を進めます。
- コミュニティ・センターの施設予約システムとの将来的な統合について、検討を進めます。



地区公会堂インターネット予約システム



スマートロック

3.4 施策の柱に基づく個別事業

施策3

デジタル技術の活用による地域活動への参加の促進



個別事業3

デジタル技術を活用する地域活動への支援

- デジタルデバイドの解消や地域活動のデジタル化を推進するため、各コミュニティ・センターを会場として「デジタル相談サロン事業」を実施します。 ※施策1（個別事業2）と同様。

【事業計画（2027年時点）】

デジタル相談サロンの実施回数：84回

※2024年3月時点：70回

- 市内のコミュニティ活動拠点や団体情報などを地図上等で「見える化」します。 ※施策3（個別事業4）と同様。
- 町会・自治会ごとのデジタル分野に対するニーズの把握から、デジタルツール（グループLINE等）の提案・導入まで、専門のノウハウを持つ担当者による伴走支援を実施します。 ※施策4（個別事業2）と同様。
- スマートフォンなどデジタル機器の利用方法全般の相談に応じる「出張デジタル相談サロン事業」を、地区公会堂等の身近な会場で実施します。

※施策4（個別事業2）と同様。

個別事業4

地域活動の見える化 （コミュニティ活動の拠点・団体情報等）

- 市内のコミュニティ活動拠点や団体情報などを地図上等で「見える化」します。 ※施策3（個別事業3）と同様。

【地図上等での見える化】

活動拠点：コミュニティ・センター、地区公会堂
団体情報：住民協議会、町会・自治会

【多様な団体の活動内容等の見える化】

活動分野ごとに団体を検索できる仕組みを導入することで、テーマ型コミュニティ（NPO法人など）などの多様な団体の活動内容等を見える化します。

第3章 目指す“地域の姿”の実現に向けた施策の展開

3.4 施策の柱に基づく個別事業

施策4 地域の力の再生に向けた仲介支援や活動支援の強化

個別事業1 市民協働センターによるアウトリーチ型支援

個別事業2 町会・自治会等への活動支援の拡充

個別事業3 地域団体を支援する士業その他専門家とのマッチング

個別事業4 仲介支援や活動支援を担う人財の育成

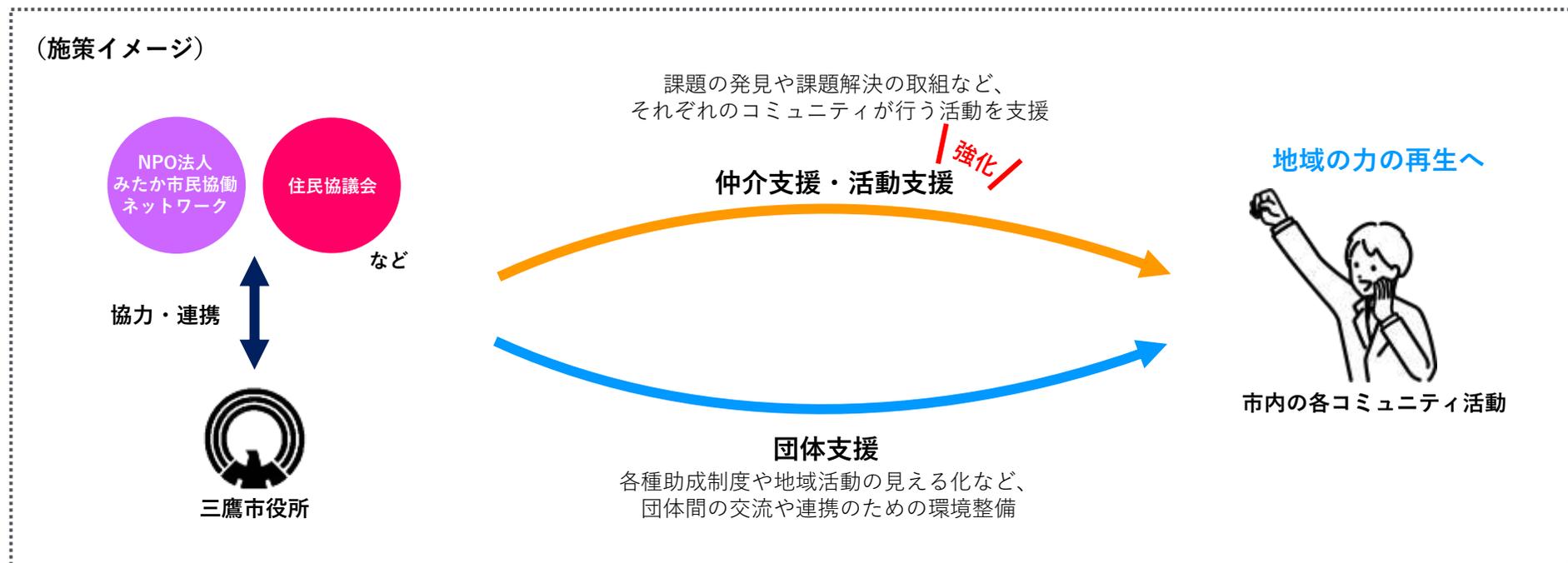
3.4 施策の柱に基づく個別事業

施策4

地域の力の再生に向けた仲介支援や活動支援の強化



高齢化や担い手不足によるコミュニティの衰退等が懸念される中で、コミュニティへの直接的な支援（団体支援）だけでなく、課題の発見や課題の解決など、それぞれのコミュニティの活動過程（プロセス）における支援（仲介支援・活動支援）を強化することで、地域の力の再生につなげます。



3.4 施策の柱に基づく個別事業

施策4

地域の力の再生に向けた仲介支援や活動支援の強化



個別事業1

市民協働センターによるアウトリーチ型支援

- NPO法人みたか市民協働ネットワークの職員がコミュニティ・センター等に出向き、課題の発見や解決に向けた取組など各コミュニティの取組を支援します。

【事業イメージ】



アウトリーチ
(出張相談支援)



市民協働センター職員

コミュニティ・センターなど

- サロン事業等を通じて、コミュニティ活動の相談への対応や、他団体との連携・交流の促進に向けた支援を実施します。
- 団体間をつなぐコーディネーター同士のネットワークの構築を図るため、交流イベントやワークショップなどのつながる場を設定します。

個別事業2

町会・自治会等への活動支援の拡充

- 町会・自治会等を対象とした「がんばる地域応援プロジェクト」について、他団体と連携する事業への助成を拡大します。
- 町会・自治会ごとのデジタル分野に対するニーズの把握から、デジタルツール（グループLINE等）の提案・導入まで、専門のノウハウを持つ担当者による伴走支援を実施します。
※施策3（個別事業3）と同様。
- スマートフォンなどデジタル機器の利用方法全般の相談に応じる「出張デジタル相談サロン事業」を、地区公会堂等の身近な会場で実施します。
※施策3（個別事業3）と同様。
- 団体の活動PRや会員募集などを目的としたチラシ作成の費用助成制度を創設します。

3.4 施策の柱に基づく個別事業

施策4

地域の力の再生に向けた仲介支援や活動支援の強化



個別事業3

地域団体を支援する士業 その他専門家とのマッチング

- 地域団体の運営上の事務負担を軽減するため、課題やニーズを調査・把握し、行政書士などの専門知識を持つ士業や専門家とのマッチングを図り、支援します。

例) 東京都行政書士会武鷹支部との協定に基づくマッチング・支援

「三鷹市における町会等地域自治組織の持続可能な発展に向けた支援に関する協定（令和2年度締結）」

【行政書士による支援の流れ（イメージ）】



個別事業4

仲介支援や活動支援を担う人財の育成

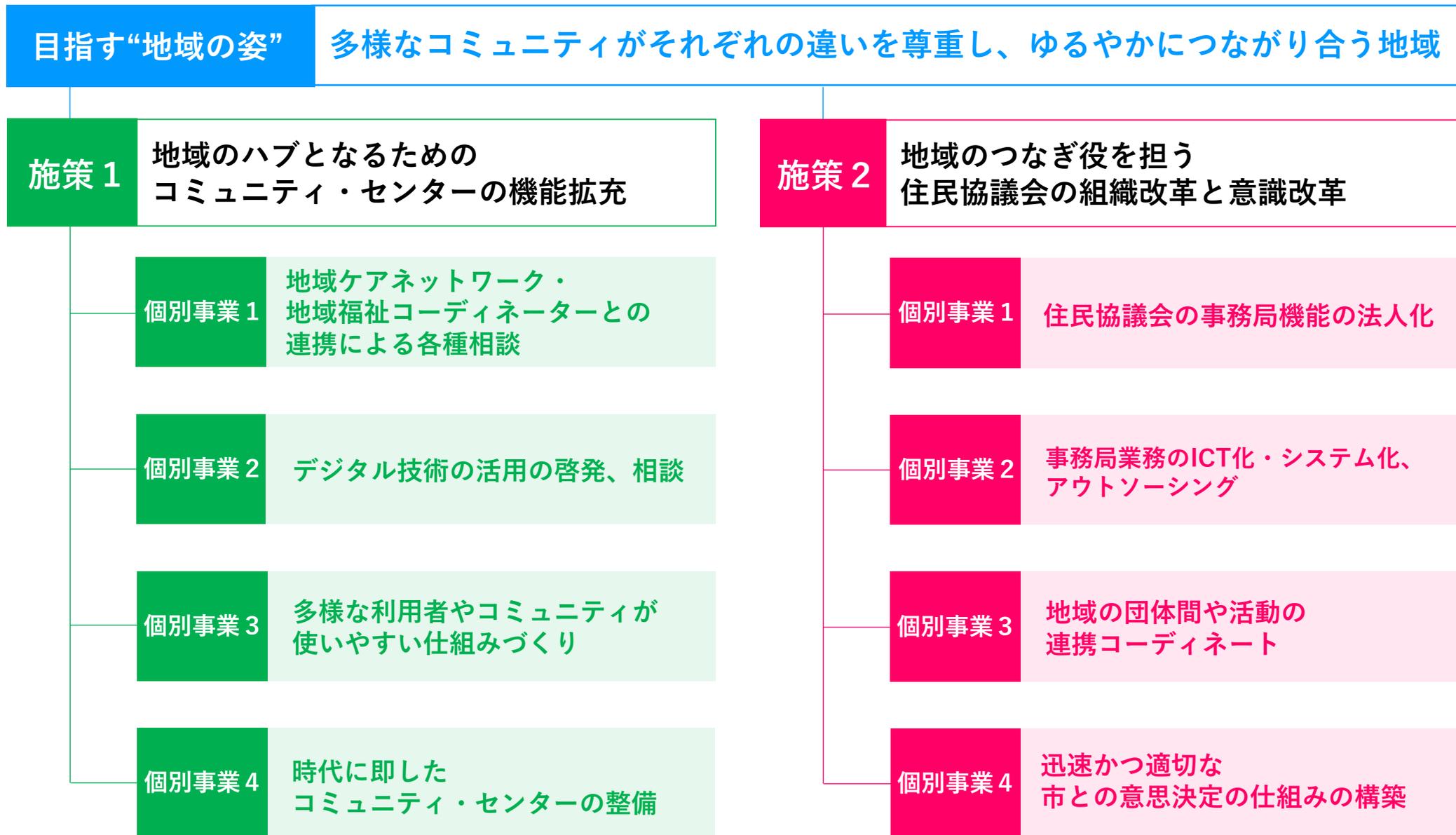
- 地域コミュニティの活動支援及び活性化を図るデジタル相談サロン事業（施策1：個別事業2、施策3：個別事業3）の相談員養成のため、市民デジタル相談員養成研修を継続して実施します。
- 市民協働センターを会場として、中間支援の役割を果たすコーディネーターやプラットフォームの養成講座を実施します。
- 市職員・住民協議会事務局職員・市民協働センター職員等を対象として、専門家や講師による研修・セミナーを継続的に実施し、コミュニケーション能力や課題設定能力、リーダーシップなど、コーディネート能力の向上を図ります。



市民デジタル相談員養成研修

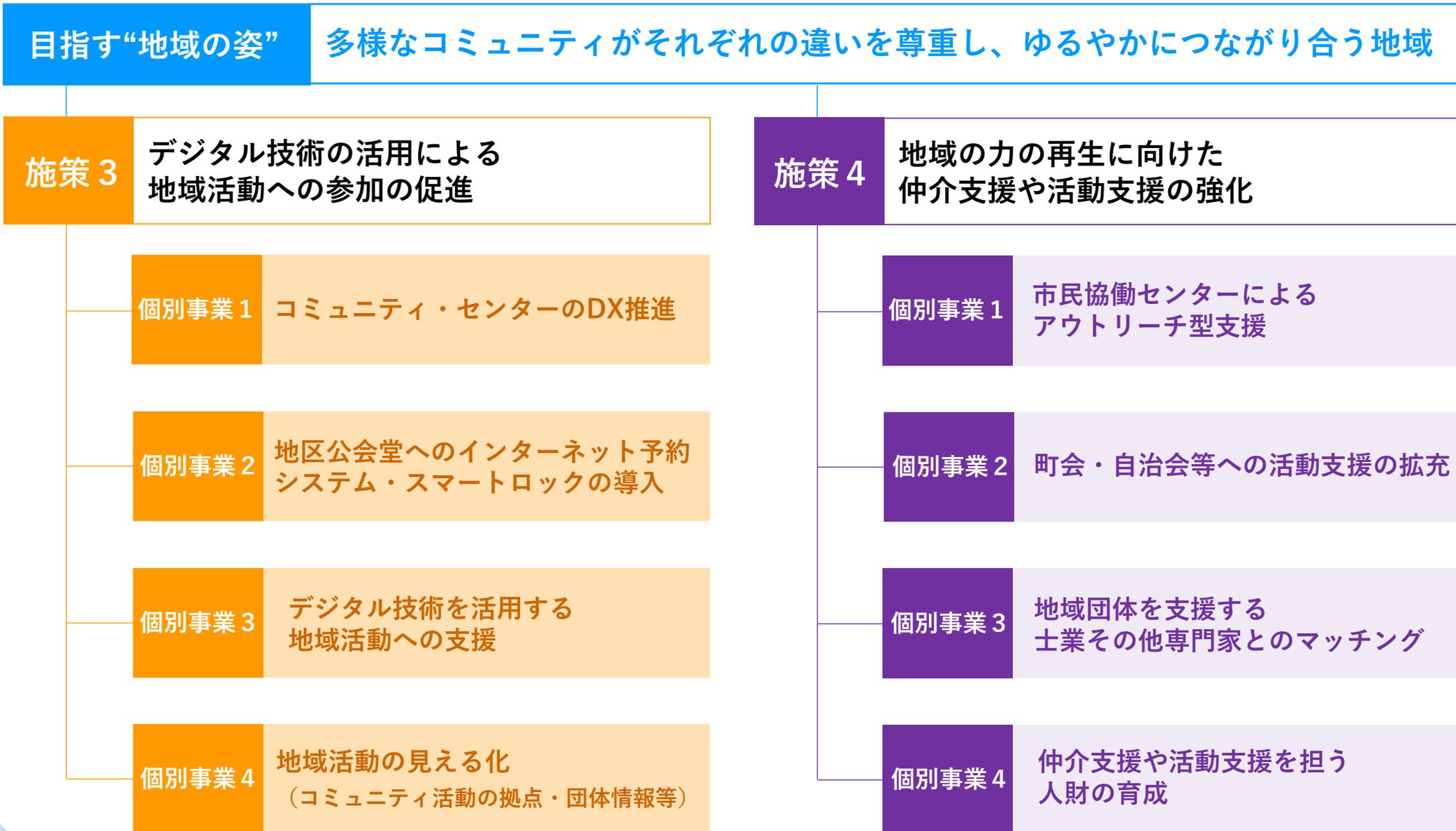
第3章 目指す“地域の姿”の実現に向けた施策の展開

3.5 施策体系図



第3章 目指す“地域の姿”の実現に向けた施策の展開

3.5 施策体系図



(参考)



これからのコミュニティのあり方に関する基本的な考え方／令和4（2022）年3月
https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/033/attached/attach_33202_3.pdf



コミュニティ創生基本方針策定に向けた議論のための論点整理／令和4（2022）年8月
https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/033/attached/attach_33202_4.pdf



三鷹市コミュニティ創生基本方針／令和6（2024）年3月
https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/108/108595.html



三鷹市コミュニティ推進計画2027／令和7（2025）年3月
https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/113/113260.html

三鷹市コミュニティ推進計画2027

令和7（2025）年3月

発行 三鷹市
住所：三鷹市野崎一丁目1番1号
法人番号：8000020132047
作成 三鷹市生活環境部コミュニティ創生課
電話：0422（29）9611（直通）

再生紙を使用しています。